



## 曾我事務所ニュース

2017.9.15

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷1-11-3 コービル2F  
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758  
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)  
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)  
ホームページアドレス: http://www.sogaoffice.jp  
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

## ～時間外協定、就業規則の届出には、注意が必要！～ 労働者代表の選出方法が思わぬ労使トラブルへ発展！

労基署の調査が増えています。必ず要求されるのが労基署の受付印のある36協定書(時間外労働・休日労働に関する協定届)です。労働者が10人以上の事業所では、就業規則の提出も求められます。ここで注意しなければならないのが労働者代表の選出方法です。過去には、その事業所に所属していない総務課の職員を選出したいい加減な会社もありました。労基署は忙しいため、それほど確認もせずに受理し、受付印を押した控えをくれます。今まではこれでほとんど問題は起きませんでした。しかし、これに注目する合同労組ユニオンが厳しく追及してきたところがあります。労働者代表でない者との36協定は無効です。無効な36協定に基づく時間外労働・休日労働は犯罪です。刑事告発された会社があります。その会社は、ユニオンに刑事告発の取り下げを頼んだところ、とんでもない額の解決金を要求されたそうです。

### 36協定の本当の意味

時間外労働は罰金刑・懲役刑になる犯罪です。36協定を結び労基署に届出することにより、時間外労働が可能となり、犯罪にならないという意味です。

### 人事の8割は採用 採用で妥協すると思わぬトラブルに

労使トラブルは採用の失敗がほとんどです。解雇・退職をめぐるトラブルがあったとき「社長さん、なぜこの人を雇ったのですか？採用の時分からなかったのですか。」と聞くと、ほとんどが「実はわかっていた。しかし、人がいなくて仕方なく雇ったのです。」という答えが返ってきます。トラブルを防ぐには中途採用者の退職理由を徹底的に聞くだけでトラブルが8割が防げると言われています。このために当事務所で作成した「事前確認書」が便利です。当事務所のホームページでダウンロードできます。できない方はご連絡いただければ送ります。

## 厚生年金保険料率 10月納付分が引き上げられます！

9月分(10月納付分)から、厚生年金保険の保険料率が以下のように改定されます。

平成17年9月以降、毎年9月に引き上げられた厚生年金保険料率ですが、平成29年9月からは下記の料率に固定されます。

厚生年金保険料率・・・18.182%⇒⇒⇒ **18.300%**



新しい保険料率での徴収は、10月に支給する給与から適用となりますが、9月に支給する給与がある場合は、新しい料率で控除してください。

尚、当方へ算定基礎届作成のご依頼をいただいた会社様につきましては、被保険者の新しい保険料の一覧表を順次発送いたします。

## 平成 29 年度 地域別最低賃金額が改定！！！！

平成 29 年の地域別最低賃金が改定されます。

千葉	842 円→ <b>868 円</b> (26 円 u p)	／東京	932 円→ <b>958 円</b> (26 円 u p)
埼玉	845 円→ <b>871 円</b> (26 円 u p)	／茨城	771 円→ <b>796 円</b> (25 円 u p)
神奈川	930 円→ <b>956 円</b> (26 円 u p)	／高知	715 円→ <b>737 円</b> (22 円 u p)

※発行年月日は、10 月 1 日です。(高知は 10 月 13 日)

## ＜千葉市＞男性の育児休業取得促進奨励金

**千葉市では**、男性の育児休業取得を促進することで子育て世代の仕事と育児の両立支援を図るため、育児休業の取得が難しいとされる**市内の中小企業等に勤務する男性と事業主に対し、奨励金を支給する制度**があります。支給要件に該当する男性労働者が 10 日以上育児休業を取得すると本人に 5 万円を、雇用主には 20 万円が支給されます！

千葉市内に事務所を有すること、労働者が千葉市在住である等いくつかの支給要件すべてに該当する必要があります。男性労働者の育児休業取得のご予定がある事業主様は、ぜひご活用ください！詳細は、当事務所あるいは、千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課 (043-245-5105) にお問合せください。

## 平成 29 年 全国労働衛生週間スローガン 「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。

**全国労働衛生週間 10 月 1 日～10 月 7 日**  
( 準備期間 9 月 1 日～9 月 30 日 )

## 【平成 29 年度】 産業廃棄物収集運搬業許可講習会

産業廃棄物の処理に関する関心が高まっております。業として産業廃棄物を運搬するためには、「産業廃棄物収集・運搬業許可」が必要となります。この許可の申請をするためには、取締役の方が『産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会』を受講し、修了証を取得する必要があります。なお、定員になり次第の締め切りとなりますのでご注意ください。講習会の申し込み代行は当事務所で行います。

### I. 会 場

1. 千葉県： 千葉県自治会館 千葉市中央区 4-17-8

①平成 29 年 11 月 28 日 (火) ～11 月 29 日 (水)

②平成 30 年 3 月 13 日 (火)～3 月 14 日(水)

2. 東京都： ベルサール西新宿 新宿区西新宿 4-15-3

①平成 29 年 10 月 19 日(木)～10 月 20 日(金) ②平成 29 年 11 月 16 日(木)～11 月 17 日(金)

③平成 30 年 1 月 11 日(木)～1 月 12 日(金) ④平成 30 年 3 月 1 日 (木) ～3 月 2 日(金)



II. 申込費用： 41,200 円 (申請実費、申請手数料 [税込み])

III. 必要書類： 顔写真 1 枚 (縦 4 センチ×横 3 センチ)